

総 務 常 任 委 員 会

平成20年3月13日（木曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 平成20年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第11号 平成19年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第17号 旭市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について
- 議案第19号 旭市安全で安心なまちづくり条例の制定について
- 議案第20号 旭市職員の育児休業等に関する条例及び旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第27号 旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第34号 千葉縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

出席委員（6名）

委員長	佐久間 茂 樹	副委員長	島 田 和 雄
委員	林 正一郎	委員	高 橋 利 彦
委員	明 智 忠 直	委員	伊 藤 房 代

欠席委員（なし）

説明のため出席した者（31名）

副 市 長	鈴 木 正 美	総 務 課 長	高 埜 英 俊
秘書広報課長	加 瀬 寿 一	企 画 課 長	加 瀬 正 彦
財 政 課 長	平 野 哲 也	税 務 課 長	野 口 徳 和

市 民 課 長 木 内 國 利
消 防 長 佐 藤 眞 一
そ の 他 員
担 当 職 2 1 名

会 計 管 理 者 木 内 孫 兵 衛
監 査 委 員 長 林 久 男
事 務 局 長

事務局職員出席者

事 務 局 長 宮 本 英 一
主 査 穴 澤 昭 和

事 務 局 次 長 石 毛 健 一

開会 午前10時 0分

○委員長（佐久間茂樹） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

3月も13日、半ばになりました。あした、あさってと市内の中学校の卒業式がございます。年度がわりで大変お忙しい中、執行部にありましては大変ご苦労様です。よろしくお願いします。

今、新聞を見ますと、参議院では日銀総裁の人事案件が否決されました。東京都では都民銀行への400億円の追加融資で大激論がなされております。東京都の予算規模が約10兆円と言われているので、4%か5%、当市に当てはめると、大体1億円か2億円くらいの規模なのかなと、今、多分テレビをつけてもしょっちゅうやっていますので、日本国じゅう、その話題でいっぱいでございます。大変難しい問題なのだろうと思いますけれども、やはり、判断基準は市民にとってどちらが有利なのか、今現在の市民にとってどちらがいいのか、これからの旭市にとって、どうしたらいいのかということが判断基準になるのだろうと思います。

そういった中で、平成20年度の予算1号議案、予算を中心とした諸議案が提出されておりますので、慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

ここで委員会を開会する前にあらかじめご了承をお願いします。議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

また、報道関係者及び市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしますので、あわせてご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時 2分

（傍聴者入室）

再開 午前10時 2分

○委員長（佐久間茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

議案説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して鈴木副市長よりごあいさつをお願いいたします。

○副市長（鈴木正美） おはようございます。

本日は、総務常任委員会ということで、委員の皆様には早朝より大変ご苦労さまでございます。

委員会の構成が今回変わりましたが、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

本日の委員会に執行部のほうから提案して、ご審議をお願いいたします案件は7件でございます。内訳としましては、予算関係で、議案第1号が一般会計当初予算、第11号が一般会計の19年度の補正予算でございます。そのほかに、条例関係で4本、ご審議をお願いいたしますが、第17号と第19号は新規の制定でございます。第17号は、旭市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定、第19号は、旭市安全で安心なまちづくり条例の制定でございます。第20号、第27号につきましては、条例の一部改正でございます。第20号は職員の育児休業等に関する条例と職員の勤務時間、休暇等の条例の一部改正でございます。第27号は、市営住宅の設置管理条例の一部改正を行おうとするものです。最後に議案第34号ですが、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更と同組合の規約の一部を改正する規約の制定に関する協議でございます。以上の7議案のご審議をお願いいたします。

執行部といたしましても、委員の皆様方からのご質問に対しまして、簡潔に答弁をするように努めてまいりますので、どうぞよろしくご審議くださいますようお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○委員長（佐久間茂樹） どうもありがとうございました。

議案の説明、質疑

○委員長（佐久間茂樹） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る3月4日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成20年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第11号、平成19年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、

議案第17号、旭市行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について、議案第19号、旭市安全で安心なまちづくり条例の制定について、議案第20号、旭市職員の育児休業等に関する条例及び旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第27号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第34号、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についての7議案であります。

これより付託議案の審査を行います。

初めに、議案第1号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） それでは、議案第1号、平成20年度の旭市一般会計予算の議決についての説明を申し上げます。

本会議の中で、補足説明を申し上げ、また、ご質疑等をいただいたところでございますけれども、さらに何点かに絞りまして、所管課より補足説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

最初に、財政課のほうになりますけれども、平成20年度に予定いたしております起債の各事業等の充当率等についてご説明をさせていただきたいと思います。

予算書の10ページをお開きいただきたいと思います。

この各事業ごとの起債の種類、それから充当率、交付税参入率、これにつきまして申し上げますので、よろしくお願いしたいと思います。

まず、1番上の水道事業一般会計出資金でございますけれども、限度額は6,950万円ということでございますけれども、この起債の種類は合併特例債でございます。充当率につきましては、100%、なお、後年度の交付税参入率でございますけれども、70%。以下、このような順で申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

次の経営体育成基盤整備事業、これにつきましては、起債の種類が一般公共事業債、これは、二種類の充当率がございまして、通常分が30%、それから財政対策債分が60%、合わせて90%という充当率になっております。このうちの財政対策債分60%のうち、50%について交付税の参入があるということでございます。

次の広域農業基盤整備事業債、それから広域営農道団地農道整備事業債、それから水産基

盤整備事業債、この農産課の関係につきましては、今、申しあげました一般公共事業債ということで、通常債分と財対債分合わせて90%、交付税50%、これはすべて同じでございます。

次に、旭中央病院アクセス道整備事業、これにつきましては合併特例債を充てる予定でございます、充当率が95%、後年度の交付税参入率が70%となっております。

次の南堀之内遊正線整備事業、これにつきましても合併特例債、充当率が95%、後年度の交付税参入率が70%。

それから袋公園整備事業でございますけれども、これにつきましては、一般公共事業でございます、通常分が30%、財政対策分が60%、合わせて90%、先ほどの財政対策分について50%の交付税参入という形でございます。

次の文化の杜公園整備事業でございますけれども、これは合併特例債、充当率95%、後年度の交付税参入率70%。

それから消防施設整備事業債、これにつきましては3種類の起債がございまして、1つは防火水槽なんですけれども、防火水槽分については一般補助事業債ということで、充当率が75%、交付税の参入はございません。

それから、もう一つは防災対策事業債というので、これはポンプ車と消防庫でございますけれども、これにつきましては防災対策事業債ということで、充当率が90%、交付税の参入率は50%、もう一種類消防にはございまして、タンク車がございまして、タンク車につきましては一般単独事業債ということで、充当率は90%、これは交付税参入なしということでございます。

次の防災基盤整備事業債、これにつきましては合併特例債、これは防災無線でございますけれども、合併特例債でございます。充当率が95%、後年度の交付税参入率が70%となっております。

次の中学校校舎改築事業債、これにつきましても合併特例債でございます、充当率が95%、後年度の交付税参入率70%ということでございます。

最後の臨時財政対策債、これは地方収支の不足分を対策債という形で来るわけですが、これは臨時財政対策債そのままでございます、充当率が100%、後年度の交付税参入率が100%ということでございます。

このような形で、合併特例債だけを拾いいたしますと、6つの事業で合計24億1,320万円、率にしますと70.8%程度、合併特例債を充当しているということでございます。

合併特例債以外にも先ほど来、交付税参入などで50%なり、いろいろあるわけですが、

も、交付税の参入、今のこの表の中で、どのくらい入るのかという計算でございますけれども、そうしますと25億2,100万円ほどでございます、約74%程度が後年度で交付税措置があるという形で試算をしております。

以上でございます、なお、財政課からお配りしてございます資料が2つございまして、財政健全化計画、これにつきましては、このあとの議案第11号の一般会計補正予算の中で関連しますので、説明をさせていただきたいと思います。

また、公債費負担適正化計画につきましては、所管事項の報告の中で、ご報告をさせていただく予定ですので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、続いて各所管課から説明のほうをさせていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） 総務課長。

○総務課長（高埜英俊） それでは、私のほうから人件費について説明をいたします。

予算書の288ページをお願いしたいと思います。

給与費明細書の一般職分でございます。まず上段の（１）、総括の職員数につきましては、議案質疑でご説明いたしましたので省略いたします。

給与費のうちの給料でございますけれども、28億8,040万1,000円で前年度と比較しまして7,891万3,000円の減となっております。これは、主に職員数の減によるものでございまして、ここには12月議会をお願いいたしました給与改定、それから定期昇給による増加分も含んでおります。明細は次の289ページにございます。

それから、次の職員手当の内訳でございますけれども、同じ288ページの下のほうの段になります。まず、扶養手当でございますが、内容は、配偶者の手当が月額1万3,000円、子ども等の手当が一人6,500円でございます。昨年度と比べまして300万9,000円増額となっておりますが、19年度の人事院勧告に基づきまして、子ども等の手当が6,000円から6,500円に引き上げられたことが主な要因でございます。

次に、その右の住居手当でございます。内容は、持ち家の場合は、月額4,300円、借家の場合は家賃に応じて計算いたしまして、支給限度額は2万7,000円でございます。前年度と比べまして272万6,000円増額となっておりますのは、受給者の増によるものでございます。

次に通勤手当です。内容は、自動車通勤の場合は片道2キロメートル以上の場合に距離に応じて支給されます。電車等の公共交通機関を利用する場合は定期券等の運賃相当額が支給されます。前年度と比べまして287万円増額となっておりますのは、人事異動等による勤務

地の変更等によるものです。

次に特殊勤務手当です。内容は主に消防職員の火災出場等の手当で、金額は1回200円から500円となっております。

次に、時間外勤務手当です。内容は、平日の午後10時までは1時間当たりの時間単価に100分の125を乗じた額、週休日の午後10時までは100分の135を乗じた額、午後10時から翌朝の午前5時までは、それにさらに、それぞれ100分の25を加算した額が支給されます。前年度と比べて大幅な減となっておりますのは、下の欄の一番左側の休日勤務手当と関連しております。消防職において、昨年まで休日勤務した場合にも時間外勤務で処理しておりましたが、これを正規の休日勤務手当に振り替えました。そのため、時間外勤務は減額、休日勤務手当は増額となったものでございます。なお、時間外勤務と休日勤務手当の支給率は全く同じです。

次に宿日直手当です。これは休日に日直業務をした者に支給されるもので、1回4,200円です。今回減額となっておりますのは、支所の日直を廃止することに伴うものです。

次に管理職員特別勤務手当です。これは管理職の職員が緊急の業務のために休日に勤務した場合に6,000円から1万円までの範囲で支給されるものですが、実際には代休で処理しておりますので手当を支給したことはございません。

次の、休日勤務手当は、先ほど時間外勤務のところで説明いたしましたとおり増となっております。

続いて管理職手当です。これは、管理職の職務に応じて月額2万7,800円から4万4,300円を支給するもので、19年度から率による支給から定額で支給することとなりました。これにより手当額が少なくなる者には、経過措置として4年間で段階的に減額しております。前年度と比べて減少しておりますのは、この影響によるものです。

続いて期末手当と勤勉手当です。期末手当の支給率は、6月が1.4月分、12月が1.6月分、勤勉手当は、6月も12月も0.75月分で、年間の支給率は4.5月分となります。19年度の給与改定で勤勉手当が0.05月分増額となりましたが、職員数の減少等により両手当とも前年度に比べて減額となっております。

次に児童手当です。これは、小学校修了前までの児童を養育している職員に支給されるものですが、19年度の制度改正によりまして、3歳児未満の児童が一律1万円となったこと等により、前年度と比べて330万円の増となっております。

夜間勤務手当は午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給されるもので、

1 時間当たりの単価に100分の25を乗じた額を支給しておりまして、対象となる職員は主に消防職員でございます。

289ページに給料と手当の増減額の明細、一人当たりの給与、290ページに初任給、級別の職員数、291ページに昇給、期末勤勉手当、退職手当、292ページに特殊勤務手当について載せてございます。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） 税務課長。

○税務課長（野口徳和） それでは予算書の13ページをお開き願いたいと思います。

本会議の質疑以外についてご説明申し上げます。

まず市税の個人分の現年課税分ですけれども、均等割の納税義務者数については3万2,665人を見込んでおります。

次に、2目の法人市民税については、課税対象の法人数は1,648社を見込んでおります。これについては対前年度、2,097万4,000円の減と見込んでおりますが、この減の理由でございますけれども、19年度における確定申告が減少傾向ということで減を見込んでおります。

次に固定資産税でございますけれども、課税されます土地の筆数でございますけれども、約18万筆、家屋については5万1,000棟、償却資産については4,000件見込んでおります。また、家屋の新造分については、約270棟見込んでおります。

次に14ページのほうをお開き願いたいと思います。

軽自動車につきましては、課税対象の台数が3万331台を見込んでおります。増につきましては560万6,000円ということで、最近、軽四の乗用タイプの登録が年々増加傾向にあるところでございます。

次に市のたばこ税でございますけれども、対前年3,237万2,000円の減ということで、これにつきましては年々たばこの喫煙本数が減っているということで減を見込んでおります。なお、たとえば300円のマイルドセブンでいいますと、市に入るたばこ税は、65円96銭ということでございます。

次に15ページのほうをお開き願います。

入湯税につきましては、課税人数を6万9,808人を見込んでおります。対前年107万9,000円の減ということで、これにつきましては、食彩の宿いいおかが改修工事が見込まれておりますので、宿泊者の減を見込んでおります。

以上でございます。

○委員長（佐久間茂樹） 企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） それでは予算書の62ページをお願いいたします。

8目の電子計算費につきまして補足説明を申し上げます。この電子計算費のうち、右側の説明欄の2番ですね、電算システム運用事業、この内容で、次の63ページの上から5行目、13節の委託料がございます。この内容でございますけれども、1つ目、電算機保守委託料、これは4,030万8,000円を計上してございます。これは市役所で使用しております機器、それから基幹となりますソフトウェアの保守に係ります費用でございます。内訳といたしまして、内部の情報系といたしまして1,475万400円、住民情報系ということで2,459万円が主なものとなっております。

2つ目の説明にございます電算業務委託料として1億2,359万9,000円、この内容の主なものでございますが、法改正や新制度創設に伴います各種事務システムの改修に係るものでございます。後期高齢者医療制度に伴います20年度の法の適用作業分、それから特別徴収対応作業分、それから激変緩和措置に対応する分、それから関連する外国人登録システム、それから各種集計作業に係ります適用分ということで、6つのシステム改修で、8,420万円を予定しております。

もう1つ、住民基本台帳ネットワークシステムの改修に係るもの、これは裁判員制度等の改修ということで624万5,000円、固定資産関係の評価のシステム改修、これが970万円ほど、それから特定検診の導入に伴います健康管理システムの機能追加等、これが600万円ほどを予定しております。

その他、緊急のシステム改修に対応する枠ということで1,100万円、これが主な内訳でございます。

3つ目、費用調査検証業務委託料というのがあります。これは各種業務委託に伴いまして、見積もりの精査、それから適正なシステムの構築、改修作業の実施に当たりまして検証をお願いしていきたい、そのための費用でございます。

以上、簡単ですが、議案1号の企画課所管事項の補足説明といたします。

○委員長（佐久間茂樹） 担当課の説明が終わりました。

議案第1号中の所管事項について、質疑がありましたらお願いいたします。

島田委員。

○委員（島田和雄） 10項目ほど質問させていただきます。

まず1番目といたしまして、今回のこの旭市の予算ですけれども、255億8,000万円といっ

たような予算が組まれたわけですがけれども、人口が同じくらいのほかの市よりかなり大きな予算が組めていると思います。これだけの予算がなぜ組めるのか、できるだけわかりやすく説明のほうをお願いいたします。

続きまして297ページですけれども、地方債残高のことで質問しますけれども、20年度の地方債残高、276億円あまりありますけれども、この中から交付税措置額ということで、国からお金に来るわけですがけれども、それを引いて残ったのが実質的な市の負担になると思いますけれども、これが本年度は幾らになるか。昨年度と比べて、どういう状況になっているのか。要するに、実質的な市の負担がどの程度ふえているのか、減っているのか、その辺をお伺いします。

それと、同じページですけれども、臨時財政対策債、一番最後に出ておりますけれども、これは100%、国から交付税措置されるというような説明でありましたけれども、これがそういうことの中で毎年ふえているわけですがけれども、心配な点がないのかどうか。ふえ続けていて、100%国から来るということですがけれども、市としては心配しなくてもいいのかどうか、その辺をお伺いします。

それから4番目としまして、合併特例債についてですけれども、これは課長のほうから説明がありましたが、昨年の予算のときの議会で、発行可能な額というのは272億円あるということの中で、そのうち計画では150億円くらい旭市としては、これを使用したいというようなことが説明されておりましたけれども、これまでの発行額が幾らになっているのか、今年度予算を合わせて、できれば今後の計画についてもお伺いをします。

それから5番目としましては、昨年の企画課の資料の中で、今年度から庁舎建設のために、基金を5億円ずつ5年間積み立てるといったような計画が示されていたわけですがけれども、これが予算書の中には、よく見ましたけれども出ていないようです。この辺はどうなっているのかお伺いします。

それから、次に66ページですが、出会いの場創出事業ですか、この事業の概要についての説明をお伺いします。できれば成果についてもお願いしたいと思います。

続きまして7番目の68ページになります。68ページの地域振興基金の積立金ですが、今年度の予算では利息分の2,209万8,000円が予算として計上されておりますけれども、これまで3年間で、毎年、6億2,100万円ですか、これまで3年間積んでこられたと思いますが、この積み立てされた基金、どのようにこれから使われるか、使うことを考えていられるかお伺いします。

それから8番目をしまして、211ページですが、消防庫整備事業についてですが、消防団につきましては、今、部の再編成を行ったということではありますが、それに伴って、再編された部に消防庫を建てるといったような計画をお聞きしたわけですが、現在、何か所くらいの消防庫の建設の希望が出ているのか、それらの計画についてお伺いします。

それから9番目としまして、213ページですが、災害対策費の防災対策事業の中の13番目の委託料、防災井戸保守委託料というのがありますけれども、この防災井戸というのがどういふものかわからないもので、その辺の説明ですか、どういった機能を備えているのか、市内のどの辺に、何か所くらいあるのか、その辺をお伺いします。

最後に防災行政無線統合事業、213ページですか、同じページ、これについてですが、1市3町が合併しまして、それぞれの防災無線が統合することができないということで、今回新たに、こういった統合整備事業で新しい防災無線を設置するということですが、これは仮の話なんですけれども、新たな合併となった場合に、この無線がほかの無線と統合することが可能なかどうか、その辺についてお伺いします。

よろしくお願いします。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） それではご質問のほう、何点か財政課からお答え申し上げます。

まず1点目の予算書というより、全体の予算の規模が一般会計、大きいけれども、どうしてもこのような形で組めるのかというようなご質問のようでございますけれども、いろいろ分析がございまして、他市の状況を見てみますと、人口規模が同程度の銚子市、八街市などの、こういったところは合併をしていないんですけれども、合併をしていない市と比べますと、確かに一人当たりの予算額ということで、だいぶ上回っております。また、合併していない市町村でも我々の市よりも大きい、たとえば茂原市ですとか、四街道市、鎌ヶ谷市あたりと比べまして、私どものほうの予算総額、あるいは一人当たりの予算額が大きくなっているという状況でございます。

1つの要因といたしましては、先ほど来申し上げておりますけれども、合併特例債、合併後の10年間だけに認められるこの有利な起債ということで、こういったものを活用した事業、これを基本計画、新市建設計画等に上げている事業になるわけですが、こういったものを、なるべく一般財源を使わないで有効的に執行しているということが一つの要因ではないかなということで考えております。

平成20年度一般会計の当初予算額255億8,000万円でございますけれども、これを人口一人当たりで割りますと、一人当たり36万7,000円ということになりまして、この数字がどのくらいのレベルかというのを、これは非公式で調べたものなんですけれども、現在の調査段階におきますと、県内の36市中、上から5番目の水準というような状況になっております。

いずれにいたしましても、当初予算の概要の中にもございましたけれども、今年の予算の中で、普通建設事業費、約59億円あるわけですが、その中の事業費ベースで33億円ほどが合併特例債に関連した事業ということで、このようなことで予算も大きいし、予算も組めたという状況下になろうかと思えます。

2点目の297ページの起債の残高に関連してのご質問でございます。交付税措置のあるものということで、冒頭も申し上げましたので、この残高に対して、どれくらい交付税の計算ができるのかということかと思えますけれども、確かに20年度末の地方債残高、297ページにございますように、276億8,000万円程度となる見込みでございます。

これは19年度の決算見込みの残高が267億2,900万円くらいを見込んでおりますので、表面上では19年度の見込みより9億5,100万円程度増加の見込みということでございます。しかしながら、先ほどご質問にありましたように、交付税で理論上参入されるものを引いた場合にどうなるかという計算をしてみましたところ、実際には、20年度の見込みの中で、交付税参入されるというものが173億2,400万円ほど見込まれます。こういったものをやりますと、実質的な、いわゆる交付税が入らない地方債の残高というのは103億5,600万円ということになります。そうしますと、これは実質ベースでどうなるかということでございますけれども、これは19年度の見込みから比べますと、1億1,400万円ほど減になる見込みでございます。つまり、表面上はふえておりますけれども、実質的に償還をしなければならない起債の残高ベースでは19年度の決算見込みより1億1,400万円ほどの減となるであろうということで試算をいたしております。

次に、臨時財政対策債、やはり297ページの一番下のほうにございますけれども、これは大丈夫なのかと、国のほうの関係ですが、これはご承知のとおり、国のほうが地方の収支不足に合わせまして、その補てんということで、一定の基準に基づきまして、市町村に起債を借りて今年度支払うということで、国のほうが、本来であれば交付税措置をすれば一番いいわけですが、その財源がないということで、地方にいったん借金をしていただいて後年度で払うと、ですから、100%充当の100%交付税参入ということでございます。これが年々ふえているということで、確かに、国のほうのお金がございますので、そのよう

な状況になっております。我々としても、交付税でもらえるのが確かに一番、これはベストということは間違いありませんけれども、こういった国のほうの方策でやっておりますので、これが100%、後年度に入れていただけるということで、現に交付税の算定の中身を見ましても、理論償還分の数値が入ってきております。将来、大丈夫かということと言われると、私もわかりませんが、国のほうを信用するしかないなということで考えております。

次に合併特例債の発行の総額ということのご質問でございました。確かに総合計画をつかった時点で約272億円、280億円弱のような数字が出ております。今までどのくらい使ったのかということでございますけれども、平成20年度末、予算までを入れた段階での合併特例債の累計でございますけれども、44億9,000万円ほどになろうかと思えます。今後はどうなんだということですが、一応、今後予定されるものとしても幾つかあるわけですが、防災行政無線は来年も継続、上水道の出資債、南堀之内線ですとか、中央病院のアクセス道、そういったもろもろの事業がありまして、現在のところ、当初、総合計画の時点で申し上げました総額約150億円程度、最終的にはなるのかなということで、大体予定どおり今いっているのかなと。これは、事業のやるやらないかがまだ数年先のものは、まだ未確定のものもございますから、多分に変動する要素はございますけれども、現在のところは当初の計画したものとほぼ同じくらいのベースでいっているのかなということで考えております。

以上でございます。

○委員長（佐久間茂樹） 総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 私のほうから3点についてお答えいたします。

まず、新庁舎の建設の関係でございますけれども、新庁舎の建設計画は、旭市の総合計画、それから、その前の新市の建設計画、それから旭市行政計画のアクションプランに位置づけられております。それで、総合計画をご説明する際に、基金を一定額、一定期間積み立てていくという説明があったと思います。なぜ今年度の当初予算に積み立てがないかというご質問だと思いますけれども、なかなか大きな問題でございまして、多方面のコンセンサスが必要だということでございます。

これまで内部の検討委員会で検討してまいりましたが、一定の結論というものには至っておりません。

今、申し上げましたように、多くのご意見を聞かなければなりませんので、市長が施政方針で申し上げましたように、20年度には市民による委員会を立ち上げまして、今後の庁舎の

あり方についてご意見を伺いたいと考えております。もちろん、それと合わせまして議員の皆様方のご意見もいただきたいというふうに考えております。

基金につきましては、財政状況とその委員会等の状況を見ながら、補正予算で積み立てを開始できたらいいなというふうに考えております。実は、地域振興資金もそうだったんですけれども、財政の状況を見まして、たとえば3月議会で補正でお願いするというようなことが一番妥当かなというふうに考えております。その際には、基金条例が必要になりますので、それもあわせてお願いすることになると思っております。

次に、防災複合井戸についてお答えいたします。これは、災害時でも利用可能な井戸といたしまして、平成8年度から旧旭市内の小・中学校に整備をしておりました。その機能でございすけれども、耐震性の消防水利が基本でございす。ただし、そのほかに除菌、消毒設備を装備しておりますので、災害時には飲料にも使用することが可能だということでございす。現在は、市内の13か所に整備してございす。旭地区では、小・中学校9校と総合体育館、合計10か所。それから海上地区では嚶鳴小学校、飯岡地区では飯岡小学校と三川小学校。後で申し上げました3か所は、平成18年度合併後に整備したものなんですけれども、干潟地区にも1か所整備したいということで試掘をしてみたんですけれども、なかなか水がうまく出ないということもありまして断念した経緯がございす。

それから、最後に防災行政無線についてお答えいたします。今、整備を進めることになっておりまして、それができますと、デジタル無線ということでシステムが統合されます。その後、仮にさらなる合併があった場合にはどうなるのかということでございすけれども、これは、総務省令、無線設備規則というのがありまして、そういうもの等で定めている技術基準を基本に整備することになっておりまして、この規格に基づいて操縦される通信式であれば、異なるメーカーの間の機関でも相互接続が確保されるというふうに聞いております。ですから、将来さらなる合併がありましても、デジタル対応機器であれば、軽微な変更で統合することが可能であると考えております。

ちなみに近隣の状況なんですけれども、銚子市、匝瑳市、香取市、東庄町、いずれのシステムも今アナログ式でございすので、もしどこかと統合ということになりますと、そちらのほうはデジタル化をする必要があるというふうになります。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） 企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） それでは66ページの出会いの場創出事業の関係、お答え申し上げます。

す。

まず、出会いの場創出事業の概要ですけれども、これは19年度に新事業としてお願いいたしまして、20年度も継続ということで予算に載せさせていただきました。この内容ですが、後継者対策協議会というものを設置いたしまして、そこで事業を行っていただいております。どんなものを行ったかということでございますが、これは、男女のセンスアップのセミナーを2回開催いたしました。それから、大きなパーティ、これは出会いの場ということで、これは3度、年度内に開催となります。それと、そのほかに小さな出会いの場ということで、これを6回開催いたします。

現在、これは登録していただくようなシステムをとっておりまして、登録者が148名になります。男性が90名、女性58名という内訳でございます。男性については、市内在住者、女性は市外も認めるという形でございます。

実質動き出したのが9月ということで、まだ半年で、その成果なんですけれども、実際に結婚したという話はまだ聞いておりません。ただ、パーティ等を実施した後にアンケートをとっておりまして、今、現在、継続して連絡をとりあってつき合っているという方が2組いらっしゃるというふうに聞いております。ただアンケート自体も100%ではございませんので、それがすべてではないと思っております。また次年度もさまざまなアイデアを出していただいで進めていきたいと、そのように考えております。ちなみに協議会のメンバーは20人になっております。

それと、次の68ページの地域振興基金の関係なんですけれども、どういうものに使っていく予定なのかということでございます。地域振興基金、19年度予算の中では、コミュニティの育成事業等に充当するということもあったんですけれども、今、現在、まだ充当しておりません。一般財源の中でまかなえるのではないかとこのところがありまして、その辺は、今回充当しないでも済む可能性があるということです。

どういうものを使うかということで、当初の目的を申し上げますと、合併した市町村の一体感の醸成に資するというのが一つ大きな目的であります。これはどういうものを指しているかということで事例が挙げられておりまして、たとえばイベントの開催であるとか、新しい文化創造に関する事業、それから民間団体への、それぞれの地域に対する助成とか、あと旧市町村単位での地域の振興というものもありまして、それは地域行事の展開とか、伝統文化の伝承、それからコミュニティ活動、自治会活動への対応、そういったものに使えることになっております。

今現在、2,000万円ほど果実が発生する予定なんですけれども、これについては、その使い方も財政の状況、財政課と十分協議しながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） 消防長。

○消防長（佐藤眞一） 消防庫の整備事業についてお答え申し上げます。

この消防庫の整備に関しましては、旭方面隊改変後20個部になるわけなんですけれども、旭市については、すべて整備が終了しております。そして、海上、飯岡、干潟方面隊につきましては、各9個部になります。合計、27個部でありますけれども、この改修につきましては、必要なものが海上方面隊については2か所です。それから飯岡方面隊については9か所全部ですね。それから干潟方面隊については、やはり同じく9か所全部であります。これらにつきましては、老朽化しておりまして、また木造であり、そして耐震性能が全然ありません。ですから、これは順次改修をする必要がございます。

そして、この改修につきましても、島田委員ご存知のように、今、1か所、本体だけでも約1,700万円かかるわけなんです。古い消防庫を壊すにも、やはり100万円以上がかかってまいります。そういった関係から、年間2か所くらいしか計画できないかと考えております。ですから20か所については10年くらいかかってしまいます。そして平成20年度には、すでに2か所計画しておりまして、飯岡方面隊1か所、それから海上方面隊1か所計画しております。そして、現在、要望が来ておるのが7か所ございますけれども、やはりこれらについても、再編の部、その形を見ながら、あるいは消防庫の老朽化の度合い等、また消防庫の建築の場所、土地の確保状況等々を見ながら検討していきたいと思っています。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員。

○委員（島田和雄） 再質問ですけれども、地域振興基金、今のところは、特に使い道は考えていないというようなことでありましたけれども、市が、財政課長のほうからも説明がありましたけれども、実質的な負担としては多少減っていると。起債そのものはふえていますけれども、実質的な負担としては減っているといった中で、できれば、こういった基金を市がいざというときのために、基金として残しておいていただきたいなというふうに考えています。20億円近くの額になると思いますので、市にとっては貴重な財源ということで、市民の皆さんもこれだけの実質的な負担が、100億円くらいの中で20億円の基金があると、当てにしない基金があるということで、多少、安心してくれるのではないかと感じていますので、

その辺、そういうふうな考え方でよろしくお願ひしたいと思います。

それから消防庫についてなんですが、新たな消防庫をつくれるということですから、再編をして、新しい消防庫ができるまでは古い消防庫で消防活動をされると思いますけれども、そういった中で、消防車両等については、現状のままでやっていくのかどうか。台数を減らさないで。部が再編されても台数を減らさないで、そのまま運用していくのか、その辺について、ちょっとお伺ひしたいのですが。

それだけです。よろしくお願ひします。

○委員長（佐久間茂樹） 企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） 当然、財源として合併特例債を使用しておりますので、合併特例債の使える期間、これは当然元金については取り崩しはまずしないというような考え方でおります。当然、果実がどうしてもという形で、たとえば市民の参加でどうしても必要になる、市民の協働を得るためにというような形であれば、それは財政課とまたよく協議をさせていただいて、使っていく場面も出る可能性もあるということで、ご理解いただければと思います。元は、そのまま残るだろうというふうにご理解いただければと思います。

○委員長（佐久間茂樹） 消防長。

○消防長（佐藤眞一） 消防車両の運用について、このままでいくのかということですが、この4月から64個部が47個部になるわけです。そうしますと、この部の数が当然減りますから、消防車両が部の数よりも多い存在になってしまいます。しかしながら、たとえば、ある部が統合してもと2つだったのが1つになります。そうしますと、消防庫が2つで消防車両が2台ということになります。この場合には、その部は、1班、2班という形で運用していただきたいというのが基本であります。ただ、その場合、説明会でも言いましたが、人員確保がどうしても困難であるという部が多分出てくると思います。6人の部が何か所かあるんですね、実際には。そういう部は、やはりどうしても人員確保が困難であれば、この車両1台、消防本部のほうに返していただければ、そこで1台運用という形になってまいります。

ただ、いつそれをやるのかというのは、基本的に時期は決めておりません。ですから統合した部が一つになるかというのは、その部の進め方に、ひとつお願ひしますということで行っております。ですから、人員が確保できれば、可能な限り確保をお願いしますよと、ですから、その不足分については、この退団した消防団の役員さんですか、その方が機能別消防団員になっていただきまして、何とか減った定数を、実数減りますから、定数を確保してい

こうという形で、今、進めているところであります。

ですから、これから先にいって、もう声も正直言っておるんです。なかなか実数確保できないよと、ですから、そういうところは確保といっても難しいんですから、やはり、可能な限り団員確保に努力をしていただいて、やむを得なければ実数が減ってもこれはいたし方ないと思います。これは説明会のときに、各地区でもそのようにご説明を申し上げております。ですから、これから何年間後、この47個部に、完全に47台といいますか、なるまでには、実質的には減っていくのではないかなというふうには考えております。

ですから、消防本部のほうでも、その減った分、何とか補おうかということで、先ほど申しましたように、機能別消防団員を増員するような計画で進めております。

以上であります。

○委員長（佐久間茂樹） 議案の審査が途中ですけれども、ここで、11時10分まで休憩をします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時 8分

○委員長（佐久間茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案第1号の質疑を行います。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） 二、三点、ご質問いたします。

まず13ページの市税の問題でございしますが、市税の徴収率、この前の説明では、税源移譲によって徴収率が悪いことが懸念されるということでございしますが、税金の賦課につきましては、これはそれなりの収入があるから賦課されるわけでございます。そういう中で、税の公平という意味合いからすれば、これは当然、税務課なり何なり、行政がやらなければならないわけでございます。そういう中でどういうふうに考えているのか。

また、それに関連しまして、73ページ、13の委託料、公売物件鑑定委託料40万6,000円。税金を徴収していくということになれば、当然、この辺はもっとふやしてやっていくべきではないかと思うのですが、その辺どういうふうに考えているのか。

それからあとは、54ページですか、説明19の負担金補助及び交付金、この中に退職手当負

担金 7 億 2,600 万円ございますが、この 7 億 2,600 万円、これは給与の何％を積み立てしているのか。その辺と、先ほどの島田委員の質問にありました 297 ページですか、地方債の残高、その中で課長はそれぞれに交付税参入、率で参入されるということでございますが、三位一体改革の中で、結局、所得税の部分が地方税参入されるわけでございます。そうしますと、地方交付税として、各市町村に行きます交付税の率は同じでも金額が減ってしまうんですが、その辺はどういうふうにお考えなのか。

それから、もう 1 点、68 ページの地域振興基金ですか、これは、伝統文化に対して補助されるということですが、この伝統文化というのはどの辺までを範疇としているのか、その辺をお尋ねします。

○委員長（佐久間茂樹） 税務課長。

○税務課長（野口徳和） それでは 13 ページの市税の徴収率の問題でございますけれども、高橋委員がおっしゃるように、税の公平については十分に努めていくように考えております。それで、昨年度から千葉県滞納整理機構が始まったということで、悪質な滞納者、誠意のない滞納者については、差し押さえのほうを強化していきたいというふうに考えております。

それから市税については、前年の所得に対して課税されるもので、どうしてもその中で、翌年に課税年度に失業してしまったとか、事業不振になってしまったと、そういう方が生じてくることで頭が痛いということが一つ原因にあります。

それから 73 ページの公売物件の委託料の関係でございます。これは差し押さえした物件について市で公売するということで、不動産鑑定士なり、その差し押さえ物件の鑑定を行うということです。これらについても、今まで旧市町のほうで公売物件のことをやったことはない、実績はないかと思っておりますけれども、千葉県滞納整理機構のノウハウのある県職員もみえておりますので、そういう物件で市税に充当できるような物件で場所がいいとか、そういうのがあれば、ぜひ実施していきたいというふうに考えております。

○委員長（佐久間茂樹） 総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 54 ページの退職手当負担金の率についてのご質問がございました。

まず、一般職分の負担金の率でございますけれども、1,000 分の 220 でございます。それから、特別職分の率が 1,000 分の 330 でございます。この金額でございますけれども、平成 19 年の確定負担金の見込額で計上してございまして、平成 20 年度から 23 年度までは 19 年度の確定額というふうに決まっております。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） 企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） 68ページの地域振興基金の仮に充当するものということで、伝統文化、これはどの辺の範疇まであるのかということでございますけれども、これは、あくまでも合併特例債で基金を造成できますよというときに、国のほうから示された例ということで、その例の中で、市町村の一体感の醸成に資するものという大きなくくりがあります。それと旧市町村単位の地域の振興というのが大きなくくりで2つ示されております。その中で、たとえば地域の行事であるとか伝統文化の伝承に関する事業の実施というのが考えられますということで、これにつきましては、あくまでも例でありますので、市のほうでこういうものが対象になるかなということで考えていく、地域の振興になるだろうというものであれば、それは垣根が比較的にないのかなというふうに考えております。

○委員長（佐久間茂樹） 財政課長。

○財政課長（平野哲也） 297ページの地方債の残高に関連してのご質問でございます、地方交付税の参入関係、これは島田委員の質問の中でもありましたように、国全体で、そういった地方交付税減の中で考え方はどうなんだということなんだろうと思います。確かに、国のほうのベースでは、今年、15兆4,100億円の交付税ということで、これは本来、地方再生対策費、ご承知のとおり4,000億円ほど加えまして、やっとプラスになったと。1.3%増、これがもしなかったとしたら、仮に1.3%、逆に減という中で、総額は減らされるという中で、幾ら交付税、どうなんだというご質問かと思っておりますけれども、確かに総額自体減りますけれども、交付税の算定の中で、数値を上げるときにいろいろございまして、この元利償還金、先ほど来、私が言っておりますように、交付税参入元利償還金、この分としては、普通の交付税のいわゆる経常経費の算定とは別扱いになります。ですから通常の経常経費が総額が減れば、たとえばいろいろな経費があるんですけども、そういったものが減らされる可能性がございます。ただ、この元利償還金というものは、実際の数値を加算されるということで、その部分については確実に入るのかなと。ただ、将来的にそれもどうなんだということになると、ちょっと私のほうからはお答えできないんですけども、そういった形で、今は元利償還金に入るもの、そういった有利なものを使うということで進んでいるところでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（佐久間茂樹） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 再質問しますけれども、結局、交付税措置というのは、みんなパーセントで来ているわけですね。ですから、そういうことからすれば、三位一体改革の所得税から

地方税になった中で、今度パイが小さくなってしまうわけですよ。極端な話が、今までは交付税措置する元が100万円あったものが、今度は税源移譲の中で50万円になった、その率でやっていきますと、当然、この交付税参入される金額が減ってしまうわけです。パイが違うわけですから、率できたら今度金額で違ってしまうわけですよ。ですから、今度は逆に旭市の負担が、持ち出しが今度多くなってしまうわけですね。

それから、先ほどの伝統文化といいますと、当然、祭りごとになるわけですが、この祭りごとに、どういう祭りごとに出るのか。結局、せんじ詰めれば、たとえば祇園のときに、おみこしが出ますけれども、これは中はお神体、神様ですよ。そうすると政教分離の問題も出てしまうと思うんですよ。そういう中で、伝統文化というのは、どの辺のものを伝統文化というのか。

それから、やはり、先ほど税務課長が、去年勤めたけれども、今年は失業してしまったから払えないと言いますが、そうそう多いのか。そんなには多くないとは思いますが、そういう意味合いから、ただ、県を含めた徴収をするのではなく、やはり担当として、これは税の徴収はぴっちりやるべきだと思うんです。そのためには、やはり、一罰百戒かもしれませんが、こういう公売ですか、これをやっていくべきだと思うんですが、その辺お答えいただきたいと思います。

○委員長（佐久間茂樹） 財政課長。

○財政課長（平野哲也） 再質問でございますけれども、国全体の交付税の原資になる、たとえば国税三税ですとか、消費税ですとか、そういったもののパイが下がった場合には、必然的に地方へ来る交付税の額が減る、それは確かにそのような形になろうかと思えます。ただ、先ほど申し上げましたように、交付税の算定の段階で、幾つか種類がございまして、一般経常経費、たしかにここら辺が圧縮されてくることはあるかもしれません。ただ、事業費補正とか密度補正という形で、特定の項目、たとえば、先ほどいいました臨時財政対策債なんかは、国が補償しますよと、これが入ってきます。これは、経常経費の算定とは別枠で入ります。ですから、これは各市町村によって、ある市町村、ない市町村があります。借りないところは返ってきません。合併特例債もそうです。たとえば合併していない市町村であれば、合併特例債分の起債は足されません。ただ、うちのほうは足されてきます、確実に。この合併特例債、交付税措置参入関係なく、起債の償還金を別にした交付税はどうかということであれば、先ほど、高橋委員が言われましたように、総額が減れば、ぼちぼち、こういう具合に下がって、縮まってくる。ただ、起債を借りて、交付税参入をやったやらないに関係なく、

ある市町村もない市町村も一定の率で下がる。我々は、交付税の入る、参入のある起債を借りていますから、その分としては別に入る。ですから、こういう考え方で2段階になると思いますので、高橋委員は、総体の中で、そっちも減ってしまうのではないかなというご指摘だと思いますけれども、それは別に入る。経常経費としては減らされる可能性がある。総額として見た目は減るのではないか、それは確かにご指摘のとおりかもしれませんが、ただ、ルールとして入るというものは別加算する。ですから、そういった合併特例債をやっていないところには入らないものが旭市では入るということです。そういうことをご理解をいただきたいと思います。

○委員長（佐久間茂樹） 税務課長。

○税務課長（野口徳和） 滞納者の関係ですけれども、先ほど失業者、倒産ということで、数が多いか少ないかなれば、それは少ないと、たとえばの例でございまして、全体的な景気の悪さ、それがかなり影響していると思っています。

それから公売については、事例について精査しましてやりたいと、私はぜひやりたいと思っていますけれども、ただこれ、公売にかけて、場所が悪いと不調に終わる場合が多いということでもありますので、経費をかけて、また入札価格、売れないと困りますので、事案を精査して進めていきたいなと思っております。

○委員長（佐久間茂樹） 企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） 68ページの関係でございますけれども、確かに委員のおっしゃるとおり、政教分離というのは大原則で一つございます。文化財の関係なんですけれども、たとえば国の文化財、県の文化財、市の文化財、そういったものを改修しますよということであれば、それは全然問題がないのかなと。ただ、確かに神様が入ったもの、たとえばみこしであっても、そこに神様を入れるということであれば、これは基本的にまずいだろうと、そういうふうに思っております。一つの事例ですけれども、たとえば自治宝くじなんかで、よその事例ではおみこしを改修したりした事例もありますけれども、そこについては審査の段階で、ここには神様入れませんよねというような、そういう一言が付け加えられて、それで補助対象になるという事例も実はございます。当然、仮に、そういった基金を活用した補助事業をするということであれば、その事業に対しては相当の精査をする必要があるだろうと、そのように考えております。

○委員長（佐久間茂樹） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 退職金のからみで質問漏れがありましたので、質問します。

現状、この退職金につきましては、ここではわからないかもしれませんが、組合をつくってやっているわけでしょうから、そういう中で、昔であれば、果実がかなりありましたので、たとえば定期預金10年積みめば、100万円が200万円になる、そういう時代であれば問題なかったと思うんです。果実が全然ない中で、これだけの、こういう積立金の方式で、今度は職員が退職のときに、よく県でも、千葉市でも、退職金を払うために、借金していますね。旭市の場合は、これはどういう見通しになるのか、その辺、ちょっとお尋ねします。

○委員長（佐久間茂樹） 総務課長。

○総務課長（高埜英俊） お答えいたします。

組合でやっておりますので、市で借金するということにはなりません。この見通しでございますけれども、実は、公費の負担の率もそうだと思うんですけれども、我々の掛金、これもかなり率が上がっております、将来、足りなくなりそうだと、率を上げられるということになっておりますので、将来的にも当面大丈夫だというふうに思っております。詳しい数字は手元にございませぬ。失礼いたします。

○委員長（佐久間茂樹） ほかに質疑はございせんか。

伊藤委員。

○委員（伊藤房代） 2点だけ質問させていただきます。

50ページ、2款総務費1項1目一般管理費のところ、説明欄14の使用料及び賃借料について、20年度2,216万5,000円に対して、昨年は2,250万9,000円でありました。今年度34万4,000円ほど減になっておりますが、その理由をお伺いいたします。

それから51ページの一般管理費、説明欄7の庁舎改修事業1,000万円の15工事請負費、庁舎改修工事の内容について、この2点をお伺いいたします。

○委員長（佐久間茂樹） 伊藤委員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 51ページの庁舎改修工事の1,000万円について、まずお答えいたします。これは本会議の議案質疑でもお答えいたしましたように、枠で1,000万円とってあるものでございませぬ。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） 財政課長。

○財政課長（平野哲也） 大変申しわけございませぬ。2,218万8,000円ということで、ここに総務費組んだんですけれども、この内訳が、各いろいろな行政財産の借りているところ、全

課にまたがって集計したものということで、ちょっと今手元に資料がございませんので、申しわけございません。

○委員長（佐久間茂樹） 伊藤委員。

○委員（伊藤房代） 再質問させていただきます。

51ページの一般管理費の庁舎改修事業の1,000万円の部分ですけれども、昨年の19年度は主にどのようなものだったのかお伺いいたします。

○委員長（佐久間茂樹） 総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 19年度も同じ金額予算化してございます。それで、使用の実績でございすけれども、この対象となりますのは本庁舎と各支所、3か所あります。その修繕関係が19年度は主でございました。かなり老朽化してきておりますので、その修繕が主でございす。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） 伊藤委員。

○委員（伊藤房代） 細かいことになるんですけれども、どのような修繕内容だったのかお伺いいたします。

○委員長（佐久間茂樹） 総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 細かい資料がございませんので、後でお答えいたしたいと思います。

○委員長（佐久間茂樹） ほかに質疑はございませんか。

明智委員。

○委員（明智忠直） 1点だけ聞かせていただきたいと思います。67ページですけれども、コミュニティバスの問題ですけれども、前々から旧旭市では試行運転というようなことで、何路線がやっていたわけでありまして、今のコミュニティバスの運行は4路線ですか、今年は違った方面のほうのコミュニティバスが路線変更といいましょうか。新たな路線になるというようなことでありますけれども、今、検討委員会の皆さんもいろいろ検討してくれていると思いますけれども、このコミュニティバスの本来の目的というものが、どう今検討されているのか。それと同時に旧旭市で試行運転をしたところについての再度の運行を希望しているというような部分があるのかどうか。それと路線ごとの乗車人数、利用率といいましょうか、そういった部分とそれぞれの路線の収入の具合も統計が出ていたらお知らせをいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（佐久間茂樹） 企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） それではコミュニティバスの運行の関係でお答え申し上げます。

まず本来の目的でございますけれども、確かに交通弱者といわれる方々、たとえば高齢者であるとか、自分で運転をできない方々、そういったものが含まれると思います。そういった方々の交通手段を確保して、市民の積極的な社会参加、それから公共交通としての役割をその中でも重ねて果たしていくというところがあると思います。それが一つ大前提でございました。

それと旧旭市で何路線かいろいろ試行運転していたと、その部分での再度の運行希望というのは、現在、こちらのほうには今のところ届いておりません。今のところではございません。

それと乗車の実績でございますけれども、それぞれ旧地区ごとということで、実際に19年度はまだ終わっておりませんので出ておりませんので、18年度の実績でよろしいでしょうか。18年度なんですけれども、旭地区3万1,444人、飯岡地区5万854人、海上地区1万4,861人、干潟地区4,550人ということで、延べで、全体で10万1,709人ということでございます。それぞれの地区の収入でございますけれども、旭地区が286万1,000円、それから飯岡地区が271万9,449円、海上地区141万2,694円、干潟地区については45万5,000円というような数字が出ております。

あと、19年度の乗車の見込みではございませんけれども、料金収入の見込みということで、ほぼこの数字はクリアできるのかなというのがあります。旭地区は320万円、飯岡地区は約400万円、海上地区は140万円ですね、干潟地区は同じ45万5,000円程度というような数字でございます。

以上でございます。

○委員長（佐久間茂樹） 明智委員。

○委員（明智忠直） 詳しい数字をいただきましたけれども、1便当たり、そうすると、この全体、旭の場合には便数が多いのかなと思いますけれども、便数当たりの乗車人数はどのくらいになるのか。それと、検討委員会での構成メンバーですけれども、旧1市3町、平均で検討委員会に出ているのかどうか。旧旭でも交通弱者というような意味からすれば、やはり、バス路線を通してほしいなというような部分もかなりいろいろなところで聞かれるわけでありまして、そういった部分の意見が全然出ていないということは、検討委員会のメンバーの方を知っていないというような部分もあろうかなと、そんなように思いますし、役所よりも、そういう部分で通してもらいたいと。議員のほうには多少そういう部分もあるんですけど

も、そういったようなことも出ているのかどうかというようなことも、構成とそれから1便の乗車人数、それと検討委員会をどのように、何回くらい開催しているのかどうか、ちょっとお願いします。

○委員長（佐久間茂樹） 企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） まず検討委員会の委員構成でございますけれども、関係機関の委員というのがございます。これは関東運輸局の千葉運輸支局のところから1名、それから旭警察署の交通課長、それから千葉県バス協会から1名、あと千葉交通株式会社、これから1名、千葉県タクシー協会の東総支部、ここから1名です。あと市内の関係団体の委員ということで、各地区の区長会の代表ということで、旭地区と干潟地区、各1名ずつ、それから社会福祉協議会の代表の方ということで、これは旭地区と海上地区から各1名ずつ、それから各地区の老人クラブの代表ということで、これも旭地区と干潟地区から各1名ずつ、各地区のPTAの代表ということで、旭地区と飯岡地区から各1名ずつという構成になっております。これに市役所から副市長と私が入っております。

それから各便の平均の乗車人数ですけれども、旭地区は8便ございまして、平均の乗車率12.4人です、1便当たり。飯岡地区は、19年度は13便ですけれども、平均の乗車率、18年度の実績で11人になります。海上地区は、これは7便でございまして、5.9人、干潟地区、これは4.6人という数字でございます。

当然、議論の中で、やはり旭地区については、ぐるっと回って行くようなルートになっているということで、一時、千葉交通のバスが撤退した部分、その部分はふやして18年度から運行させておるところでございますけれども、いろいろな意見を聞きながら、当然、再編に努めてまいりたいとは考えております。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） 明智委員。

○委員（明智忠直） 今、お聞きしましたけれども、構成メンバーは、かなり市全体のいろいろな各界各層を網羅しているような感じもありますけれども、その交通弱者が交通手段として利用してもらうというような部分から考えれば、もう少し検討委員会でも、地域の代表をもう少し入れてもらってもいいのではないかなと、そんなように、旭と飯岡はかなり出ていますけれども、海上のほうはほとんど出ていないというようなこともありまして、バランスのとれた構成もひとつ考えていただければと。それと、海上、干潟地域は、かなり中央部から離れているというふうな部分もありまして、この便数、乗車利用とその必要性というよう

な部分は、切り離して考えなければならない部分もあるかと思いますが、いろいろな面で、今後とも研究を重ねていい方法をお願いをしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（佐久間茂樹） 企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） 先ほど、一つ答弁漏れがありました。

検討委員会の会議の開催の回数なんですけれども、19年度は5回開いていると思います。

ご意見として十分承って、検討委員会に話をさせていただければと思います。

○委員長（佐久間茂樹） 総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 先ほど伊藤委員のご質問に、庁舎改修事業の19年度の関係でちょっとお答えできませんでしたので、お答えしたいと思います。

主なものでございますけれども、1つが本庁舎電気設備更新工事、これが99万7,500円でございます。これは市の電気関係は、関東電気保安協会に委託しておりますけれども、その指摘によりまして対応したというものでございます。

それから、もう一つは3階のトイレの改修工事、洋式化でございます。これが97万6,500円ということになっております。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） ほかに質疑はありませんか。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） それから電算機の関係でちょっとご質問しますけれども、電算機のリース料、それから委託料ですか、これを各課にいろいろ分散していますが、総体でどのくらいになるのか。

それからあともう1点、事務用品の消耗品ですね、これ各課で載っていますけれども、これはどういう購入方法をしているのか。各課とか支所で購入しているのか、その辺まずお尋ねします。

○委員長（佐久間茂樹） 高橋委員の質疑に対し答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） 電算機についての市全体の金額ということでございますけれども、ちょっと今手元に資料がございません。ただ一般会計にかかる各課の分につきましては、この電子計算費の中に網羅されているものと、うちのほうでは認識しております。

あと、特別会計の中で、たとえば国保であるとか、介護であるとか、そういったところに

については、別途、その費用分が若干載っていると、そのように理解しております。

○委員長（佐久間茂樹） 財政課長。

○財政課長（平野哲也） 物品の購入の方法ということでございます。

予算書の49ページをご覧くださいと思います。予算書の49ページの適要欄の5番の共通物品管理費ということで、この中の11需用費の中に消耗品650万円ほどございます。この中なんですけれども、共通といいますか、庁内共通で使う、たとえばトイレットペーパーですとか、コピーの用紙ですとか、封筒ですね。そういった再生紙、そういったものは財政課で扱っております。これは毎年単価契約、業者にコピー用紙は何キログラム厚で、何枚くらいで、このくらいでといった単価を出していただきまして、契約して、その必要量を購入すると、トイレットペーパーとか、そういったものもそういうやり方でございます。

あと、各課に入っている小さい消耗品、1万円とか、2万円の、それは各課で、それぞれ随契の範囲でございますので、そういった形で個々に買っているということでございます。

以上でございます。

○委員長（佐久間茂樹） 企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） 市で、今、電算の関係なんですけれども、一つご説明申し上げますが、内部の情報というのが、一つネットワークで組まれております。それから、広域の情報ということで、これは学校も含めて光ファイバーで全部結んだシステムがあります。それと住民の記録から派生する、たとえばいろいろな記録があります。この3つのネットワークが今基幹としてあります。ここの部分については、企画課のこの電子計算費に載ってきているということでございます。それ以外でどうしても、たとえば土木で積算システムを入れなければいけないとか、個別に使うもの、それらについては、若干各課の中で数字があがってきているということで、これについては企画課のほうでは積み上げをしておりませんでしたので、手元に数字がございません。申しわけございません。

○委員長（佐久間茂樹） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 74ページ、説明欄の13、14で、この辺に電算機の保守委託料ですか、それから使用料、賃借料ありますけれども、これは全然企画課ではわからないということですか。ここでわからなければ、あとで電算機関係、総体でどのくらいかかっているか、また資料か何かいただきたいと思います。

○委員長（佐久間茂樹） 市民課長。

○市民課長（木内國利） 74ページの電算機の使用関係なんですけれども、これは戸籍関係の

保守点検委託料ということで、そういう形に使っておりますので個別になっております。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） それはわかるんですけども、総体で電算機関係にどのくらいかかっているのか、あとで結構です。

○委員長（佐久間茂樹） 企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） それでは全体積み上げたものが財政のほうでとりまとめている部分もありますので、その辺、調整して出せるようにしたいと思います。

○委員長（佐久間茂樹） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐久間茂樹） 特にないようですので、議案第1号中の所管事項の質疑を終わります。

続いて、議案第11号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） それでは、議案第11号、平成19年度旭市一般会計補正予算の議決についてのご説明を申し上げます。2点ほどに絞ってご説明を申し上げます。

1点目でございますけれども、補正予算書の11ページをお開きいただきたいと思います。

11ページでございますけれども、17款2項1目の財政調整基金繰入金でございます。これにつきましては、当初予算でそこがございますように、7億4,000万円の取り崩しを予定していたところでございますけれども、これを4億円減額、圧縮しまして、3億4,000万円とするものでございます。これによりまして19年度末の財政調整基金の残高見込みはどのくらいになるのかということでございまして、一応、18億8,796万円となる見込みでございます。

2点目でございます。起債の繰上償還関係について申し上げます。18ページをお開きいただきたいと思います。

12款1項1目の元金ということで、1,651万7,000円の補正をいたしておりますけれども、これは旧資金運用部資金より借りました起債の一部を繰上償還するものでございまして、この繰上償還につきましては、本会議の一般質問の中でも触れましたけれども、平成19年の8月に総務省自治財政局長から、平成19年度の公的資金補償免除繰上償還等実施要綱というものが通知されまして、この要綱の趣旨でございますけれども、いわゆる政府系の資金の繰

上償還については、別に定める財政健全化計画の内容が、当該地方公共団体の行政改革に資するものであると認められる場合に対象としますよという通知でございまして、この財政健全化計画が承認されれば、旧資金運用部資金をはじめとするいわゆる政府系資金のうち年利息が5%を超えるものについて、19年度から21年度までの3年間の間で繰上償還が認められる、ということになりました。これを実施すれば、かなりの利息の軽減につながるということで、本市においても検討いたしまして、この計画を作成いたしました。作成いたしまして、去る9月に総務大臣、財務大臣に提出したわけですが、それぞれ12月21日付けで財務大臣、12月22日付けで総務大臣より承認をされました。したがって繰上償還をできる対象団体ということで認めていただいたということでございます。これによりまして、平成19年度補正予算、今申しあげました1,651万7,000円と、20年度当初予算にも若干組んでありますけれども、こういったことで組ませていただいたということで、これに関連いたしまして、先ほど申しあげました財政健全化計画ということでご説明をさせていただきたいと思います。

お手元のほうにあらかじめ配付してございました平成19年度財政健全化計画という冊子をお配りしてあったと思いますけれども、こちらのほうをお手元のほうにご用意いただきたいと思います。

若干時間をいただきまして、簡単に説明をさせていただきます。

表紙1枚めくっていただきますと、タイトルが表の表紙には財政健全化計画、健全化計画といってもいろいろありまして、ちょっと勘違いする場合もあるんですが、正式にはこの1枚めくっていただきました第2号書式、公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画ということでご理解をいただきたいと思います。

1番は基本的事項ということで、団体の概要、財政指標等でございます。財政指標の中の2番目に実質公債費比率18.5%、平成18年度ということでございまして、18%以上ですので、こういった公債費適正化計画等も関連してくるということでございます。

3番、4番あたりは基本方針等ですので、割愛させていただきます。次の2ページを開きいただきたいと思います。

5番で繰上償還希望額等ということで、一番右側、7%以上のところに1,700万円という数字が100万円単位ですので、こういった形で入っておりますけれども、これが先ほど3月補正でいった1,651万7,000円の分でございます。

どのくらい繰上償還の対象になる起債があるのかというのが6番の平成19年度末における年利5%以上の地方債残高の状況という表でございます。これをちょっと説明申し上げます。

のでメモをお願いしたいと思います。

19年度にまず対象になるものとしましては、そこに3つ、旧資金運用部資金と旧簡易生命保険資金、それから一番下が公営企業金融公庫資金という3段階になっておりますけれども、19年度対象になりますものは、旧資金運用部資金の一番右側、7%以上ということで、一番下の合計欄では数字が4,283万7,000円とありますけれども、ここに仮に⑲と印をしておいていただきたいと思います。あとで集計します。⑲、19年度分ですね。それから、20年度で対象になるのは、どれかということでございますけれども、今の資金運用部資金の中の真ん中の欄ですね。真ん中の欄の合計欄で1,592万6,000円とあります。これはまず20年度でありますので、ここに㉔と振っておいていただきたいと思います。

それから下の段にいまして、旧簡易生命保険資金、この中の一番右側の7%以上というところで、合計欄の4,758万4,000円とございます。これも20年の予定の分でございます。20年に償還できる、ですから、これも㉔と仮にしておいていただきたいと思います。

それから一番下の公営企業金融公庫資金、ここにつきましては1つしか数字が入っていませんけれども、5%以上、6%未満、これが921万7,000円、これも㉔と振っておいていただきたいと思います。

それから、またもとへ、一番上へ戻りますけれども、21年度分はということでございますけれども、旧資金運用部資金の5%から6%の間ということで、合計の欄、5,902万7,000円とございます。これを仮に21と振っておいていただきたいと思います。

それからその下の旧簡易生命保険資金、これが間の6%から7%未満の欄でございまして、その合計1億1,423万3,000円、これも仮に21と振っておいていただきたいと思います。これらを下のちょっと余白のほうにメモをお願いしたいんですけれども、⑲の分がそうしますと4,283万7,000円。それから、㉔の3つを合計したものが7,272万7,000円。それから21と振ったものです、21年の予定分、これが2つ足しまして1億7,326万円。これらを合計しますと2億8,882万4,000円ということで、これだけ対象となるものがあるということです。

これを仮にいろいろな事情があつて、同じ起債で使えなくなってしまうとか、交付税参入云々というのがありまして選択が出てくるわけですがけれども、仮にこれを全部返したとしますと、どのくらいの利息の軽減かといいますと、一応、5,615万8,000円くらい利子が軽減できるという状況でございます。これについては19年度は申請して1,600万円をやったんですけれども、20年度、21年度、それぞれ毎年申請をして認めていただくという形になろうかと思います。

3 ページ以降については、その取り組みの基本姿勢と、それから財政推計、これも大ざっぱなものでございまして、20年度予算編成前の9月、11月でつくったもので、数字が若干違ってきております。この辺は参考に見ていただければと思います。

以上でございます。

○委員長（佐久間茂樹） 担当課の説明が終わりました。

議案第11号中の所管事項について質疑がありましたらお願いいたします。

島田委員。

○委員（島田和雄） ただいま財政健全化計画の説明がありましたけれども、この健全化計画というのは、そうしますと、主なものは、高い利息の起債について繰上償還をなさうということで、それで健全化を図ると、そういった趣旨ということではないのでしょうか。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） ご指摘のとおりで、財政健全化に関する法律というのは17年にできて、今度、新たにいろいろな指標、たとえば、今ですと実質公債費比率だけが適用になっておりますけれども、来年の決算から、いろいろ赤字比率ですとか、将来債務負担比率、国がそういう足かせをしました。その代わりに、それだけでは厳しくするだけでは市町村も大変だということで、こういう高い利息のものは払うこと、今まではこれは認めなかったわけですね。それを認めるようにして、少し起債のほうも軽減していくと、そういう趣旨があるかと考えております。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐久間茂樹） 特にないようですので、議案第11号中の所管事項の質疑を終わります。

議案の審査の途中ですが、昼食のため午後1時0分まで休憩いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時 0分

○委員長（佐久間茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の審査を行います。

議案第17号について、企画課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） それでは旭市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例につきまして補足説明いたします。

お手元に議案第17号と右上に四角で囲ってある電子申請システムで取り扱う手続事務（案）というのをお配りしてあると思います。

議案質疑の中でも若干質疑がございまして、今、考えている手続きはどのようなものがあるんだということで、これが、各課に照会いたしまして、今、一覧としてあるものでございます。この条例自体、できる規定でございまして、この条例を設置したから必ずやらなければいけないというものではございませんで、まず当初、この手続きで進めてみようかというのが、この案でございます。

補足につきましては、以上でございます。

○委員長（佐久間茂樹） 企画課の説明は終わりました。議案第17号について質疑がありましたらお願いいたします。

島田委員。

○委員（島田和雄） 入札とかのことについては、これとは違うシステムになるんですか。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員の質疑に対して答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） これ、共同で運営しているということで、議案質疑のときにもお答えしましたけれども、入札につきましては電子調達部会というのが、やはりございまして、県下の中で組織しておりまして、そちらのほうで取り扱うことになっております。これとはまた別になります。

○委員長（佐久間茂樹） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐久間茂樹） 特にないようですので、議案第17号の質疑を終わります。

続いて、議案第19号について、総務課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 本会議でご質問にもお答えしておりますので、特に補足することは

ございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（佐久間茂樹） 総務課の説明は終わりました。

議案第19号について質疑がございましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐久間茂樹） 特にないようですので、議案第19号の質疑を終わります。

続いて、議案第20号について、総務課より補足して説明がありまらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） それではご説明いたします。

本日、関連といたしまして資料を2つお配りしてございます。1つが、条例の新旧対照表でございます。これにつきましては、本会議の補足説明で、条文の順にご説明いたしましたその内容を新旧対照表にまとめたものでございますので、よろしくお願いいたしますと思います。

それから、もう1枚が育児休業制度の概要ということで、A4の横の1枚の網掛けのある書類でございます。こちらでございます。こちらについて、ちょっとご説明したいと思えます。

左側の2つの欄、育児休業と部分休業の制度は、従来からあったものでございまして、今回の改正で、網掛けになっている部分が改正されております。

それでは、一番右側の欄の新設されました育児短時間勤務の制度について説明いたします。

1番上の欄は、子が小学校就学の始期に達するまでという期間でございます。2番目の勤務形態でございますけれども、一般的な勤務をする職員では、4つのパターンが法律で定められておりまして、育児短時間勤務をするときは、この中から選択することになります。1つ目は、①の月曜日から金曜日までに1日4時間ずつ勤務して、1週間の勤務時間を20時間とする方法、2つ目は、②の月曜日から金曜日までに1日5時間ずつ勤務して1週間の勤務時間を25時間とする方法、3つ目は、③の月曜日から金曜日までのうち2日を休みとして、残り3日を8時間勤務として、1週間の勤務時間を24時間とする方法、4つ目は、月曜日から金曜日までのうち、2日を休んで、残り3日のうち2日を8時間勤務、1日を4時間勤務として、1週間の勤務時間を20時間とする方法でございます。

3番目の給料でございますけれども、1週間当たりの勤務時間数に応じて支給されます。具体的には、その者の級号給に応じた給料月額にその者の1週間の勤務時間を乗じて常勤の職員の勤務時間数40時間で割った金額となります。

4番目の管理職手当ですが、これも給料と同様に勤務時間数に応じて支給されます。

5 番目の扶養手当と住居手当でございますが、これは生活関連手当であるために減額されません。

6 番目の通勤手当は、通勤回数が月10回未満は半額となります。

7 番目の時間外勤務手当でございますが、1 日 8 時間までは割り増しがつかずに、1 時間当たりの給料額100分の100で支給されます。

8 番目の期末手当は、算定の基礎となる在職期間から勤務時間の短縮分の 2 分の 1 に相当する期間を除いて計算されます。

9 番目の勤勉手当は、勤務時間の短縮分を全部除いた期間で計算されます。

以上の給料及び各手当の取り扱いは、今回改正する育児休業条例第16条で規定をしております。

それから、下から 2 番目の昇給でございますけれども、これはフルタイムの職員と同様でございます。

一番下に年次休暇についての記載がございます。これにつきましては、今回改正する勤務時間、休暇等に関する条例第13条に規定をしております。

以上でございます。

○委員長（佐久間茂樹） 総務課の説明は終わりました。

議案第20号について質疑がありましたらお願いいたします。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） この内容はわかったんですが、あとは退職金ですか、退職金、それから年金は、これに準じて変わるということですか。

○委員長（佐久間茂樹） 高橋委員の質疑に対して答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） まず退職金でございますけれども、ちょっと今資料がございませんので調べたいと思います。

それから年金につきましては休業する期間も個人負担をいたしますので、同じに支給されます。

退職金でございますが、育児短時間勤務をした期間を退職金の計算期間から 3 分の 1 分除いて計算されます。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員。

○委員（島田和雄） 期間ですが、子どもが小学校就学に達するまでとれるとなっておりますけれども、連続してとることが可能かどうかお伺いします。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員の質疑に対して答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 連続してとることは可能でございます。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員。

○委員（島田和雄） そうしますと、今度、それに伴って、任期付短時間勤務職員という方を採用して、育児休業をとった職員の補充に使うということがここに書かれているわけですが、そういった場合に、職員の休みのとり方、いろんなパターンがここに示されていますけれども、その休んでいる時間をこの任期付短時間勤務職員が補充するようになるのか、あるいは一緒に働くこともあるのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員の質疑に対して答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 育児短時間勤務をする職員がいない間を補充する場合だけということが原則になっております。

○委員長（佐久間茂樹） 島田委員。

○委員（島田和雄） そうしますと、職員の方がやっている仕事ですけれども、なかなか大変な仕事をやられていると思うんですけれども、急遽採用した職員が、そういった仕事をすぐに代わりに対応することが可能かどうかということについて、こういったような方を採用されるのかどうか。これを見ますと、いろいろな待遇としては職員並みと、多少違う部分もありますけれども、扶養手当、住居手当ですか、これを除けば、同じような待遇だということ書かれておりますが、こういったような補充する人を考えているのかお伺いします。

○委員長（佐久間茂樹） 総務課長。

○総務課長（高埜英俊） まだ具体的に検討はしておりませんが、現実としては、直近に退職された方をお願いすることになるというふうに考えております。

以上です。

○委員長（佐久間茂樹） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐久間茂樹） 特にないようですので、議案第20号の質疑を終わります。

続いて、議案第27号について、財政課より補足して説明がありましらお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） 議案第27号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますけれども、本改正条例につきましては本会議で申し上げましたように、昨年の4月に東京都町田市の都営住宅で発生した暴力団員による発砲立てこもり事件を契機に、国土交通省から公営住宅における暴力団排除の基本方針というものが示されまして、各地方公共団体がこれに呼応しまして条例化を進めているというものでございます。

条例の中身につきましては本会議の中で申し上げましたが、基本的には大きく3本の柱からなっておりまして、新規申し込み、あるいは新規入居時の対応、それをどういった形にするのか、それを条文化してあります。それから、既に入居をしてしまっていて、後から暴力団だと判明した場合の対応、それから3点目が、そういったものに対する、これは市だけではできませんので、警察との協力体制、こういった3点に絞って条例化をしたものでございます。

内容、条文については、さっきも申し上げましたように本会議で条文ごとに説明してございます。

今後の予定でございます。今後の予定といたしましては、この改正案が可決されました後は、施行規則をつくります。規則の一部改正を行います。そして、この対策が円滑に施行できるようにするために、旭警察署との間で協定書を取り交わしたいなということで考えております。今、その準備を進めているところでございます。

以上で、説明を終わります。

○委員長（佐久間茂樹） 財政課の説明は終わりました。

議案第27号について質疑がありましたらお願いいたします。

高橋委員。

○委員（高橋利彦） これにちょっと関連したことでお尋ねしますけれども、結局、この家賃ですね、家賃がかなり徴収率が悪いんですけれども、これはなぜなのか。一般の不動産業者が結局契約した中でやっていますのは、ほとんど家賃を徴収しているんですよね。そういう中で、幾ら低所得者といえども、なぜ徴収率が悪いのか。そういう中で、当然、保証人か何かついていると思うんですよね。そういう中でどういうふうに対応しているのか、その辺、ちょっとお尋ねします。

○委員長（佐久間茂樹） 高橋委員の質疑に対して答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） 家賃の関係で、ちょっと今細かい資料は持っておりませんが、これは昨年の9月の議会、決算のときにもご質問がありまして、ご説明をしたのですが、とにかく市営住宅、今、415戸あるんですけれども、政策空き家を除きますと380戸くらいは常に入っているわけですが、とにかく、そのときにも申し上げましたが、課税所得ゼロの方が入っている、80%。それは、いい悪いと言っているのではないんですけれども、とにかく対象が低所得者でそもそもあるということで、非常に滞納しがちな条件があるというのは1つでございます。

それから、徴収率も年々低くなっていて困っているんですけれども、保証人等にもやはり働きかけておりますし、最近の件では、よく借りて、少しどこかへ行ってしまっていないとか、そういうものもあります。そういうのは調査しまして、そういう方にはすぐ明け渡し請求をして、出てくださいというようなことで、このところ何件かそういう事態もやっております。

本当に家賃は安いんですよね。一番下だと2,000円から3,000円、一番上だと1万5,000円くらい。安いんですけれども、とにかく入っている方が所得が安定しない方が多いということで、そういう状況ですので、その辺については、できるだけとることに努力するというのとしか申し上げられないので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（佐久間茂樹） 高橋委員。

○委員（高橋利彦） 幾ら低所得者といえども、やはり生活保護基準まではいかないでしょうから、当然もらえると思うんですよね。それと同時に、それならなぜ、保証人ですか、しっかりした人を保証人からとれるような保証人ですね、そういう人をつけさせて、それで、やはり徴収するのが義務だと思うんですが、どうでしょうか、その辺は。

○委員長（佐久間茂樹） 財政課長。

○財政課長（平野哲也） それは、まさに委員のご指摘のとおりでございます、あらゆる方面から働きかけて努力していきたいということでご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（佐久間茂樹） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐久間茂樹） 特にないようですので、議案第27号の質疑を終わります。

続いて、議案第34号について、総務課より補足して説明がありましらお願いいたします。
総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 特にご説明することはございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（佐久間茂樹） 議案第34号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（佐久間茂樹） 特にないようですので、議案第34号の質疑は終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（佐久間茂樹） これより討論を省略して議案の採決を行います。

議案第1号、平成20年度旭市一般会計予算の議決についてのうち、本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、平成19年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち、本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第17号、旭市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第19号、旭市安全で安心なまちづくり条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号、旭市職員の育児休業等に関する条例及び旭市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第27号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議案第34号、千葉縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（佐久間茂樹） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長に一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長（佐久間茂樹） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 本日、資料といたしまして旭市津波ハザードマップをお配りしてご

ざいます。これは千葉県が実施いたしました延宝地震、元禄地震のシミュレーションによる津波浸水予測図に基づいたものでございまして、海岸地帯にお配りする予定でございます。

あと、ホームページにも掲載する予定でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（佐久間茂樹） 財政課長。

○財政課長（平野哲也） 財政課から1点ご報告を申し上げます。

お手元のほうに公債費負担適正化計画という表紙がついたものがお配りしてあると思いますので、こちらのほうをご覧くださいと思います。

この公債費負担適正化計画、1枚めくっていただきますと、計画の趣旨が書いてございます。19年度で、先ほど来、ちょっと出ましたけれども、実質公債費比率が18%超えて、起債が協議団体から許可団体となったことは既にご承知のことと思いますけれども、これらによりまして、今後どうするんだと、どういう形で適正化を図っていくんだという形のもの、取り組みについて定めたものでございます。

計画の期間、2番でございます。平成19年度から29年度までの11年間ということで、これは、この前、高橋委員から本会議でもございまして、本来7年間でないのかというお話でしたけれども、これは、やはり、自治省の通知の中にございまして、各地方公共団体の事情に応じて、これを超えて別の期間で定めることも差し支えないというような通知があるものでございます。要するに、公債費比率が18%を下回るまでの間の予定ということで、たまたま私のほうで推計したものでは、平成29年に下がるということで、その間の11年間ということになりました。

3番目、公債費負担の現状でございますけれども、これはもう何回も出ておりますけれども、制度改正で実質公債費比率というものが公に公表されるようになったということで、その辺のところを書いてございます。

大きな実質公債費比率が高くなっている要因といたしましては、一番下のほうにございますけれども、中央病院の繰出金、要するに繰出金というのは、実際に私どもが何回も言っていますように、中央病院に出している交付税というのは、繰出基準額の45%くらいなんですけれども、ところが、ここで使われる数字は、繰出基準そのものが使われるということで、ちょっと高くなるということでございます。

それから、4番目、今後の適正化の図り方ということでございますけれども、これもやはり中央病院のことなんかも書いてあるんですけれども、では、ほかの形でどういう具合に抑制を図っていくんだということが次の2ページをお願いします。これも1号議案の中でもち

よっとお話ししましたが、合併関連の事業の実施に伴いまして、既往債が終了する一方で合併特例債が当分増加していく。しかしながら、合併特例債については、交付税の基準財政需要額に算入される非常に有利な起債であるということで、これを有効に活用して、反面、地方交付税措置のない市債、これはもう先ほども言いました実質交付税のない市債、これを必要最小限に抑えていく。なぜこういうことを申し上げますかという、後でまた算式が出ますけれども、地方交付税の参入分については、それぞれ分母分子から控除されるということです、そこでもやはり数値的にも有利だということですね。交付税の参入のないものはそのまま数字があらわれるという形でございます。

②番、繰上償還の実施ということ、これもさっき補正の予算の議案の中で言いましたけれども、3か年間、公的資金の繰り上げが認められるということで、こういったものを活用して、高い金利のものを返していけば金利負担が下がる。

それから③としましては、公営企業会計で繰出金の見直しということで、水道事業会計については、今まで、基準外繰出し、七・八千万円やっていたんですけれども、今年度から、20年度からはこれをやめまして、一般会計出資債のほうはあるんですけれども、そういった公債費といいながらも、こういった繰出金までも公債費の中身に入るとということで、ひとつ認識をいただきたいと思います。

それから、5番の実質公債費負担の見込みでございますけれども、一番目に書いてあるのは27年度までは合併特例債が出てくるよと、増加傾向にあると。しかし、28年くらいから償還が始まってだんだん減っていくよと。2番目の公営企業に要する経費の財源でございますけれども、これは病院事業、やはり20年度から24年度にかけまして再整備がありますので、その分は上がりますけれども、既存の起債については終了、あるいは減少していくということで、やはり28年くらいからは減少にいくのかなということで考えております。

それから、3番目の一部事務組合の起こした地方債に当てたと認められる補助金、負担金、これは東総広域水道企業団というのがあるんですけれども、これは今のところ、既往の起債分だけですので、だんだん減少していくのかなと。

次の3ページでございますけれども、公債費に準ずる債務負担行為に係るもの、こういったものも公債費の仲間として数値的にとらえられるわけなんですけれども、国営大利根用水農業水利事業負担金、こういったものが終了していく。それから、まんざい保育所用地、それから上永井園地用地取得事業、これは旧町で千葉県の土地開発公社に取得を依頼して、その償還金を前年払っているわけなんですけれども、そういったものもだんだん減少していくんだ

ということですね。

こういったことで推計しますと、別の資料に出るんですけども、一応、ピークといいますか、将来推計をしたところ、平成24年度で最大20.3%くらいになるのかなということで推計してます。その推計の表が次のページでございます。いろいろ数字があるんですけども、公債費に充てた一般財源、それから1番から7番までが公債費の仲間としてとらえられる数字でございます。この数字が分子になるわけですね。一番分母になるのは、10番の標準財政規模ということで、これは交付税上の標準財政規模と臨時財政対策債、これは交付税の仲間と同じだといいますけれども、それを足した額が分母になります。そこから、8番、9番というのは交付税で参入される額、当年度の元利償還金の中で交付税で参入される額、これ2つあわせたものですね。これらは分母、それから、分子から、両方から控除して数値を出す。出したものが11番でございます、単年度ですね。それから実際に公式に数字として使われるものは3か年平均ということで、その下ですね、11番ダッシュがついておりますけれども、これが18年度で18.5%となっております、ピークが24年度の20.3%。これにつきましては県の市町村課のほうで検収を受けまして、これが認められまして本年度の起債の許可、最終的には2月中旬に許可されてきたということです。

一番最後のページに算式をつけてございますので、参考にご覧をいただきたいと思います。
以上でございます。

○委員長（佐久間茂樹） 企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） お手元に旭市コミュニティバス運行時刻表ということで、20年4月1日改正版というのをお配りしてございます。これにつきましては、全員協議会をやった時点ではまだ完全にバス停は決定していなかったんですけども、決定いたしまして、このように時刻を設定させていただきました。

この案内につきましては、3月19日付で新聞折り込みをしたい、そのように考えております。内容につきましては、中をご覧いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（佐久間茂樹） 税務課長。

○税務課長（野口徳和） 平成20年度の市税の改正についてですが、現在、国会で地方税法等の一部を改正する法律案が審議中ということで、年度末が予定されますので、その法律の公報を待つて専決処分したいというふうに考えております。

市民のほうに一番かかわりの深い住民税の関係の改正の内容2点について、ご説明いたし

ます。

1つは、住宅ローン控除に係る減額調整措置です。これについては、予算のほうで減額措置を見込んでおります。これについては、本人の申請に基づく税額の控除ですので、本人が知らなくて申請漏れがないように、申告を終了次第、個人通知を差し上げるように予定しております。

次に2点目は、税源移譲時の年度間の所得の変動に係る経過措置が行われます。これは、たとえば平成18年分が所得税が課税されている方で、退職などの理由によりまして、平成19年分の所得が大きく下がるということで、所得税が課税されない場合、これは税源移譲でもって不利益になりますので、こういう方については歳出予算のほうから還付ということで、これについては、まだ申告が終わりませんので、把握され次第、個人通知をしたい。申請期間は、7月1日から1か月間。この予算措置については9月補正予算を見込んでおります。

以上でございます。

○委員長（佐久間茂樹） それでは所管事項の報告でございますが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いします。

（発言する人なし）

○委員長（佐久間茂樹） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

○委員長（佐久間茂樹） 以上をもちまして、本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 1時38分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 佐 久 間 茂 樹